



川内小中学園のみなさんが見学に来られました。

目次

第4回定例会	P 2
村からの行政報告	P 5
一般質問3 議員登壇	P 8
第4回臨時会・第5回臨時会	P 11
請願と陳情の方法	P 12

次の定例会は、3月に開催されます
お気軽に傍聴ください。(定員は30名です)

◎議会を傍聴するときは、次のことを守ってください。

議員の発言を批判したり、議事を妨害しない。

帽子、コートなどを着用したり、かさ、カメラ、録音機などを持ち込まない。

*傍聴希望の方は、議会事務局へお申し出ください。



高野 政義 議員

複合施設「ゆふね」の

環境整備について

質

①生け垣の植栽について

ディサービスセンターの利用者が、お墓が見えないように配慮し、生け垣が植栽されていましたが、県道改良工事により伐採されたままであるので、早急に植栽を行うべきと思うが、村長の考えをお伺いします。

②駐車場の整備について

複合施設は、特に高齢者が多く利用する施設であるが、駐車場の白線が劣化し危険な状況である。また、職員などが多くなり駐車場が狭くなっていることから段差をなくし、多く駐車できる整備も併せて実施すべきと思うが、村長の考えをお伺いします。

答

1点目の、複合施設「ゆふね」の生垣の植栽ですが、施設南側の景観配慮として、平成10年施設整備計画の用地選考時より、墓地の目隠し整備の配慮が望ましいとの考えから生垣を植栽し施設の維持管理を行ってまいりました。これまでは「ヒバ」を植栽しておりましたが、墓石を見えなくすることと反面見通しが阻害されてきたことも事実であります。この度の小野富岡線道路改良工事によって、支障木補償物件として処分されてきたところで、

休工しておりました県道小野富岡線改良工事の坂内地区が工事再開されたことに併せて「ゆふね外構改修工事」として令和4年度の予算に計上し整備していく予定でございます。

2点目の、駐車場の整備についてでございますが、駐車台数の確保のため、モニタリングポストの移設や敷地の見直しによる駐車台数確保、更にアクセルの踏み間違いによる転落防止等安全対策にも考慮し、生垣整備と併せて駐車場整備を令和4年度の予算に計上して整備していく計

画であります。



坪井 利之 議員

川内村が東京電力に対する

損害賠償請求について

質

令和2年9月の定例会において、東京電力に対する損害賠償請求について一般質問を致しました。その答弁の中で、現在東京電力と賠償に向けて請求の前段として土地建物関係と公共財物の請求に対して交渉をしているとの事でしたが、その後の進捗状況を伺います。

答

1点目の東京電力に対する損害賠償請求についてでございますが、土地建物関係と公共財物の請求に対しては、現在、山林の立木賠償請求を先行して実施している状況であり、山林の立木補償が完了次第、順次土地建物関係と公共財物の請求を開始する予定でございます。



原油価格高騰対策について

損害賠償請求の相手先である東京電力公共補償センター公共財物グループとも協議は進めておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。なお、令和3年度の損害賠償請求は、令和2年度の火葬料助成金分を合計51件、280万6千円を請求し、双方合意のうえ、全額支払いが完了していることを併せてご報告いたします。

質

現在、原油価格が高騰しているためガソリン、灯油、電気料等の値上がりが続いております。川内村民は自動車移動が主であり、またこれから冬期間を迎え暖房費などの光熱費が増加することで、家計にかなりの負担になると予想されま

す。プレミアム商品券の利用期間が令和3年12月31日で終了する事から、これに代わる対策支援が緊急的に必要と思われれますが、村の対応を伺います。

答

2点目の原油高騰対策についてでございますが、新型コロナウイルスとの戦いは多くの犠牲を伴い予防と治療を重ねて、次々に変容する感染核を最新医療と全世界の人類の協力によって終息に向けて戦い

ここが聞きたい

議員3名が登場

ここが聞きたい 議員3名が登場

続けてきましたが、今回の原油価格の高騰によって更に住民生活に影響が出ております。このため原油高騰に対する生活費の一部助成として、住民一律の定額給付事業を行うこととし、さらに、農林業者に対する燃油高騰分の助成としては、施設栽培されている「しいたけ」や「イチゴ」の燃料代、公衆浴場に対する助成として「かわうちの湯」ボイラーの燃料代、村内福祉施設への定額給付の支援も併せて行うこととしており、今回の補正予算として計上しておりますのでご審議くださいますようお願いいたします。



高野 恒大 議員

高齢者への 生活支援対策等について

質

高齢者が生活を維持していくための原資は、年金による収入が基本となっております。

一方で、物価の上昇や年金支給率の改定、年金支給年齢の引き下げ等に伴って、年金収入だけでは最低限の生活を維持することが、困難な状況になってきております。

このようなことから、国では近年の高齢者の体力・気力の向上を踏まえて、定年制の延長や再雇用等の対策を実施してきております。本村においても、高齢者が生活を維持していくため、雇用による収入を得ることとは重要な課題であると考えます。

そこで、次の2点について村長の考えをお伺いします。

① 定年退職者や高齢者が雇用の機会を得ることは、極めて困難な状況にあることから、村内でシルバー人材以外に、どのような雇用対策を実施しているのかお伺いします。

② 年金以外に収入のない高齢者に対する支援について

雇用の機会がなく、年金以外の収入が得られない高齢者に対しては、経済的な支援を行えるような村独自の制度の確立が必要と思われるが村長の考えをお伺いします。

答

1 点目の高齢者のための雇用対策として、村の単独の雇用対策を実施しているかについてですが、各区の中山間地域等直接支払事業や多面的機能支払交付金事業による農地まわりの水路・農道等の草刈りや一般土木作業など不定期パートで働く方を各区の事業として行っておりませんが、その他に村単独での雇用環境はありません。

高年齢者雇用については、高年齢者雇用安定法改正法が本年4月から施行され、70歳までの就業確保措置が事業主の努力義務とされておりますので、更に事業主の皆様への協力を求めていきたいと思っております。

また、ハローワークでは年齢における就労情報も出ています。

南双広域シルバー人材センターにおける本村高齢者の就労状況は、会

員登録のうえ、公共施設等の除草や施設内の清掃等の活動をしており、現在30名ほどの方が働いておりません。

村での高齢者の雇用情報など、需要調整窓口設置等村単独の人材センターの設置が可能か検討してまいります。

2 点目の高齢者への経済的な支援制度の確立についての質問ですが、人口減少に伴って集落内のコミュニケーションが減少し助け合い活動も少なくなってきた中で、高齢者への生活支援については、現金の給付事業はありませんが、貸付事業として村社会福祉協議会において生活資金の貸付があります。また、生活困窮者支援として、フードバンク事業として、村民から寄贈された食料品や生活物品等必要に応じて支給をしております。

その他村独自の経済支援制度の確立としての質問ですが、現在地域福祉計画策定のアンケート調査を行っております。住み慣れたこの地域で暮らしていくための福祉計画の見直しを行うこととしており、復興から創生の村づくりでは、少子高齢化と財政の硬直化が予想されるため、更なる財政の引き締めを行い、住民からの要望に応えられる行政運営に務めて参ります。

